

議長交際費公開基準

平成21年8月24日議長決裁

(目的)

第1条 この基準は、議長交際費の支出の透明性を高め、町民に開かれた議会の一層の推進を図ることを目的とする。

(交際費)

第2条 議長交際費とは、議長等が議会を代表して対外的な活動をするため必要な経費で、予算の範囲内で支出する経費をいう。

(公開内容)

第3条 議長交際費の公開は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 支出日
- (2) 支出内容
- (3) 支出の相手方(葬祭、見舞いの相手先個人名を除く。)
- (4) 支出金額

(公開方法)

第4条 議長交際費の公開は、1月毎に次に掲げる方法で行う。

- (1) 町ホームページで公開
- (2) 町情報コーナーで公開

(公開期間)

第5条 議長交際費の公開期間は、当該年度を含む3年間とする。

附則

(施行期日)

1 この基準は、平成21年9月1日から施行する。

(適用区分)

2 この基準は、平成21年4月1日以降に支出のあったものから適用する。